



ユニークベニュー ハンドブック

UNIQUE VENUES HANDBOOK

特別な会場で 特別な体験を！

UNIQUE VENUES HANDBOOK

文化財を活用したユニークベニューハンドブック

特別な会場で 特別な体験を！



文化庁

UNIQUE VENUES HANDBOOK

©NAKED

CONTENTS

04 はじめに

文化財を活用したユニークベニュー

- 05 「ユニークベニュー」とは？
- 06 文化財をユニークベニューとして活用しよう！
- 08 文化財をユニークベニューとして活用するメリット
- 10 文化財をユニークベニューとして活用する際の視点

事例紹介

- 12 城跡×劇 市民創作「函館野外劇」(北海道函館市)
- 16 近代化遺産×プロジェクションマッピング
3Dプロジェクションマッピング「BON APPÉTIT!」(茨城県牛久市)
- 20 世界文化遺産×将棋
第3期叡王戦決勝七番勝負 第4局 富岡製糸場 対局(群馬県富岡市)
- 24 神社×芸能 関蟬丸芸能祭(滋賀県大津市)
- 28 寺×コンサート
フェニーチェ堺Presents 南宗寺の宴 ～利休に捧ぐ～ 2018(大阪府堺市)
- 32 町並み×アートフェスティバル
丹波篠山・まちなみアートフェスティバル2018(兵庫県篠山市)
- 36 棚田×ライトアップ たたら灯(島根県奥出雲町)
- 40 景勝地×スポーツイベント 秋吉台カルストTRAILRUN(山口県美祢市)
- 44 城跡×野外レストラン DINING OUT ARITA & with LEXUS(佐賀県唐津市)
- 48 鎮守の森×光のデジタルアート
チームラボ 大村の神社に浮遊する球体、呼応する城跡と森(長崎県大村市)

- 52 古民家×神楽 古民家で味わう神楽鑑賞会(岩手県花巻市)
鍾乳洞×宝探し 龍泉洞大冒険(岩手県岩泉町)
- 53 寺×婚活 お寺で婚活・運命の出会い!!(栃木県鹿沼市)
茅葺農家×音楽会 かやぶき農家の癒しのおんがく会(静岡県富士市)
- 54 洋館×JAZZ 2018 Fujii イン・ヒュッテ JAZZコンサート(滋賀県東近江市)
酒蔵×虫聴き 鳴く虫と暗蔵(アングラ)(兵庫県伊丹市)
- 55 橋×バンジージャンプ 開運バンジー(奈良県三郷町)
寺×ヨガ 座禅体験×ヨガ @大山寺阿弥陀堂(鳥取県大山町)
- 56 寺×出前授業 ふるさと益田の歴史を調べよう(島根県益田市)
神社×カルタ大会 後鳥羽院遠島御百首カルタ大会(島根県海士町)
- 57 商家×華道 うだつをいける 一美来創生一(徳島県美馬市)
炭鉱×茶会 モグラ茶会 in 万田坑(熊本県荒尾市)

先進事例

- 58 「京都ユニークベニューガイド」の作成
- 59 31年続く、民間企業と連携した奉納催事「音舞台」
民間コーディネーターとの連携

実施に向けて

- 60 文化財をユニークベニューとして活用する基本の7ステップ
- 62 ケース別 関係する法令のまとめ
- 68 関連資料

はじめに

皆さんの地域では、どのような文化財の活用がなされていますか？

近年、文化財を観光やまちづくり等の分野で活用していく機運が高まっています。

文化庁では、2016年3月に策定された「明日の日本を支える観光ビジョン」を受け、文化財を貴重な地域・観光資源として活用するための「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定しました。その中で「文化財をユニークベニューとして活用した文化イベントを積極的に実施する」というアクションプログラムを掲げ、各種取組を推進しているところです。

近年、欧米などでは、文化財や博物館・美術館等の特別な会場を、会議・レセプション・イベント等に活用するユニークベニューの取組が盛んに行われています。こうした取組は、文化財や博物館・美術館等の魅力をより多くの人々に知ってもらうきっかけとなっています。

そのような中、観光庁・文部科学省・文化庁等からなる「ユニークベニュー利用促進協議会」による検討を経て、2013年度には「ユニークベニューHANDBOOK 博物館・美術館編」、2014年度には「ユニークベニューベストプラクティス集」が発行されています。しかし、活用する際に手続き等が障害となり、取扱い

が難しいと思われる文化財に特化した、ユニークベニューとしての活用を促進するハンドブックはこれまでありませんでした。

そこで本ハンドブックでは、文化財をユニークベニューとして活用した経験のある文化財所有者、地方公共団体及び民間企業の担当者、並びにユニークベニューとして活用する際に必要な届出や申請に関わる担当者等へのヒアリングを通じて得た知見を元に、文化財をユニークベニューとして活用する際にどのような手続きや準備が必要かをまとめました。また、全国の地方公共団体へアンケート調査を新たに実施した結果を元に、様々な文化財のユニークな活用事例を紹介します。

本ハンドブックを通じ、文化財をユニークベニューとして活用するという発想が豊かになり、そのための協力の輪が広がり、ひいては社会全体で文化財を継承する機運が高まることを期待しています。「担当者も少ない中で、文化財をユニークベニューとして活用するにはどうしたらよいのか?」「地域のイベントを任せられたけど、どこで実施したらよいのか?」とお悩みの地方公共団体の担当者の皆さまをはじめとした、より多くの方々に本ハンドブックをご活用いただければ幸いです。

PART 1

「ユニークベニュー」とは？

ユニークベニュー = 特別な(ユニーク)会場(ベニュー)

ヨーロッパで生まれた考え方で、歴史的建造物・神社仏閣・城跡・美術館・博物館などの独特な雰囲気を持つ会場で、会議・レセプション・イベント等を実施することにより、特別感や地域特性を演出することを目的としています。

このような目的で、本来の用途とは異なるニーズに応じて特別に貸し出される会場を「ユニークベニュー」と呼んでいます。

“特別な会場”でイベント等を実施し
“特別な体験”を！

特別な
会場



- 歴史的建造物
- 神社仏閣
- 城跡
- 美術館
- 博物館
- など

イベント
等



- コンサート
- 伝統芸能公演
- 展示会
- 会議・セミナー
- レセプション
- など

特別な
体験



**特別感を得られる
地域特性を感じる**

- 社寺での伝統芸能公演
- 城跡でのコンサート
- 美術館でのレセプション
- など

PART
2

文化財をユニークベニューとして活用しよう！

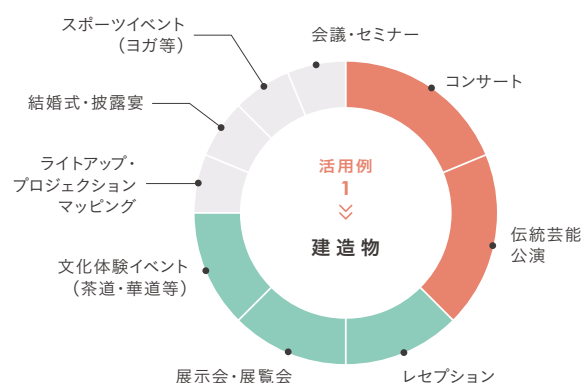
文化財は、歴史上・学術上・観賞上等の観点から価値が高く、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産です。また、独特の雰囲気を持つ特別なものが多いので、文化財を会場としてイベント等を実施することにより、特別な体験は生まれやすくなります。

そのため、文化財はユニークベニューとして活用することに適していると言えます。

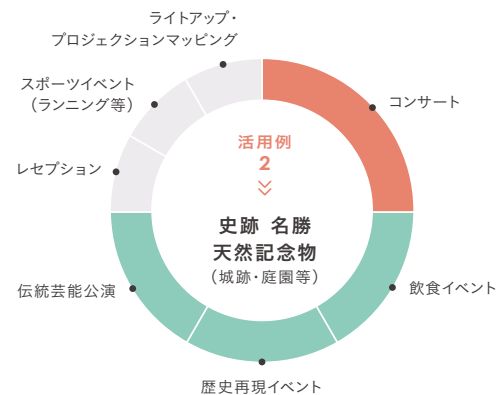


例えばこのような文化財の活用が考えられます。

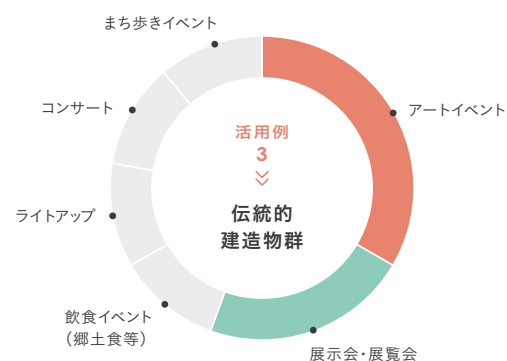
※以下の活用例は2018年6月に文化庁が実施した地方公共団体へのアンケート調査を元に、回答が多かったものを掲載しています。



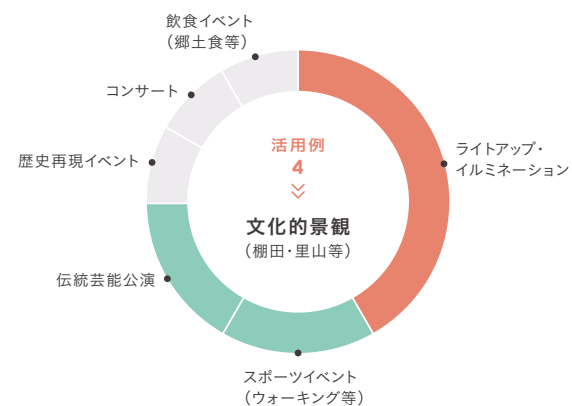
(上)コンサート(下)伝統芸能公演



(上)歴史再現イベント(下)飲食イベント



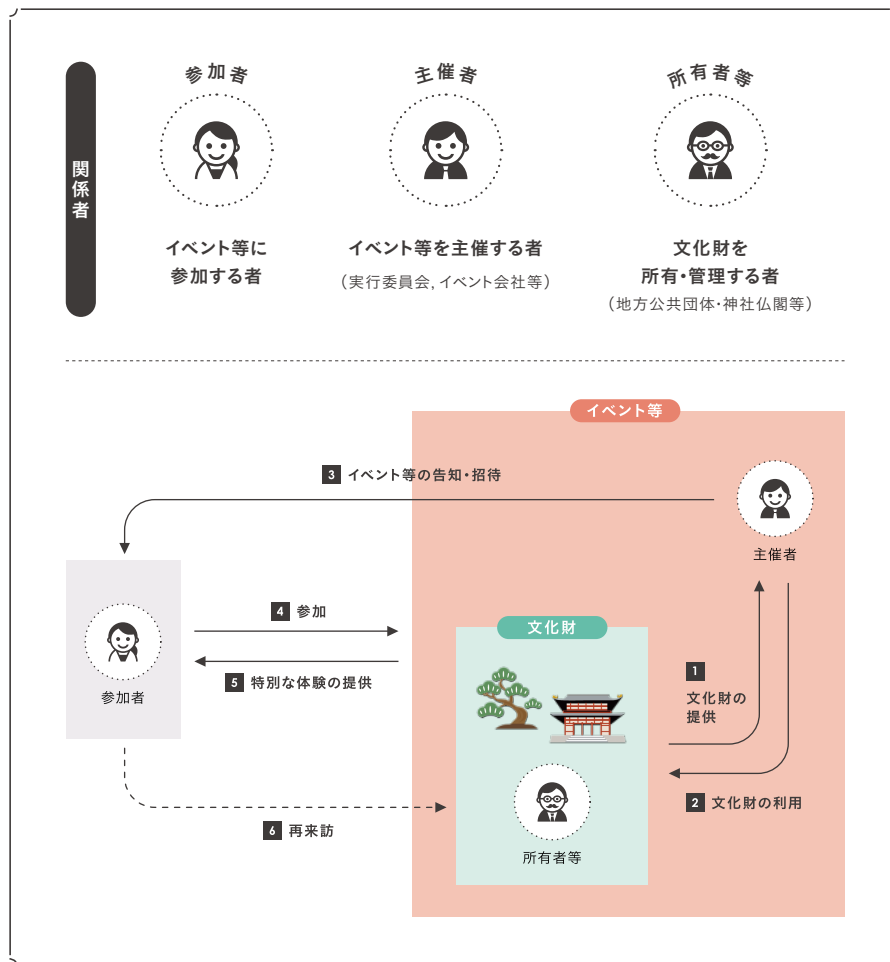
アートイベント



ライトアップ

文化財をユニークベニューとして活用するメリット

文化財をユニークベニューとして活用する際、関係者にどのようなメリットがあるのでしょうか。
関係者には、主に下図のような3者が考えられます。



主なメリット

- | 参加者 | 主催者 | 所有者等 |
|---|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 特別な会場(文化財)で特別な体験ができる 文化、歴史に触れることで知的満足が得られる(文化財の魅力を感じられる) | <ul style="list-style-type: none"> 特別な会場(文化財)で実施することにより、イベント等の魅力向上につながる 新たな切り口でのイベント等の実施により、主催者の知名度向上につながる | <ul style="list-style-type: none"> 所有する文化財の認知度・知名度向上につながる 文化財の魅力に気づいても、その文化財の保存活動の機運上昇につながる 会場使用料等の収入を得られる可能性がある |

地域にもメリットがある？

文化財のユニークベニューとしての活用は、関係者への直接的なメリット以外に、地域全体に対して、以下のようなメリットをもたらす場合があります。

- イベント等参加者の再来訪により**観光客の増加**につながる
- 地域の知名度向上**につながる
- 地域への経済波及効果**がうまれる

地方公共団体は、「主催者」「所有者等」の両方に該当する可能性があり、更に地域全体の振興を進める立場にあります。そのため、地方公共団体の担当者が、文化財をユニークベニューとして活用することによる各種メリットを踏まえ、文化財を上手く活用したイベント等を実施することができれば、1つの取組を様々な効果のある取組に発展させることができます。

文化財をユニークベニューとして活用する際の視点

視点1：文化財の特徴や魅力を生かそう！

文化財の歴史的・文化的な価値、規模、デザイン（外観や内装等）、立地条件、歴史的背景等に注目して、その文化財ならではの特徴や魅力を見つけ出しましょう。その上で、その特徴や魅力を生かして「特別な会場での特別な体験」を生み出しましょう。特に、文化財には、そこで起こった歴史的な出来事や、その場所にまつわる言い伝えや慣習など、一見では気付かないところに特徴的で魅力的なストーリーが隠れているケースもあります。

例

場所にまつわる言い伝えに着目して 特別な体験を創出

平安時代の京都では、一条大路、二条大路と大宮大路が交わる二条大宮の辻で、妖怪たちが列を成して徘徊する「百鬼夜行」に出くわすと言われていたそうです。

実は、その平安時代にあった二条大宮の辻は、現在、二条城内に位置しており、そのストーリーを元にしたプロジェクションマッピングが二条城で行われました。



視点2：文化財が抱える課題の解決につなげよう！

地域には、誇るべき文化財であるにも関わらず、様々な課題を抱えている文化財があります。

例えば、「過疎化や地域住民の高齢化等により文化財を維持管理する担い手が不足している」、「修理が必要なのに資金が不足している」といった文化財の保存活動に関する課題が挙げられます。このような課題を解決する手法の一つとして、文化財を会場にイベント等を実施し、文化財の魅力を感じてもらうことで、参加者にその文化財の保存活動に参加しても良いと思ってもらうことが挙げられます。

しかしながら、単に文化財でイベント等を実施するだけではこの課題の解決につながりません。担い手不足、修理のための資金不足といった課題があることを参加者に的確に伝えた上で、参画可能な文化財保存活動の内容を効果的にアピールする必要がある、そのような仕掛けをイベント等の内容に盛り込まなければなりません。

このように、せっかく文化財をユニークベニューとして活用するからには、文化財が抱える課題の解決につなげるという視点を持ちイベント等の内容を考えることも重要となります。

視点3：長年継承されてきたことや本来の用途をリスペクトしよう！

前述のとおり、文化財はユニークベニューとして活用されることに適していると言えますが、気をつけたいといけない点もあります。

まず、文化財は一度壊れてしまえば取り返しがつかないものであり、それぞれの特性や脆弱性についての正しい認識のもと、適切に取り扱われる必要があります。文化財をユニークベニューとして活用する際には、後世に文化財を守り伝える必要性を理解し、**文化財の「保存」に影響を及ぼさない**ということを大前提にしなければなりません。

文化財の「保存」に 影響を及ぼさないために

- イベント等の終了後は、原状回復しましょう。
- 指定等文化財において、「現状を変更する、又はその保存に影響を及ぼす」可能性がある場合、国や地方公共団体に相談してください。その結果、国や地方公共団体の許可が必要となる場合があります。（詳細はP.62参照）
- 文化財には、火災に対して脆弱なもの、不特定多数が用いることを想定したつくりになっていないものもあるので、火気使用には細心の注意を払うとともに、あらかじめ避難経路を確認するなど安全に対する配慮も不可欠となります。

また、ユニークベニューとして活用される文化財には、本来の用途があり、現在もその用途で使用されているものもあります。例えば、神社仏閣は宗教施設ですし、町家は今でも居住されている場合があります。このような文化財をユニークベニューとして活用する際には、単に貸会場として利用するのではなく**文化財の「本来の用途」を尊重する**必要があります。

文化財の「本来の用途」を 尊重するために

神社仏閣

- ➡ 信仰の対象・信仰の場であることに配慮して、実施するイベント等の内容を検討する必要があります。

町家等

- ➡ 日常生活の場となっている場合にはプライバシー保護等に配慮して、実施するイベント等の内容を検討する必要があります。

ここまで文化財のユニークベニューとしての活用について様々述べてきましたが、次ページ以降で具体的な文化財の活用事例を紹介します。

フランスをモデルに 特別史跡で歴史舞台劇

市民創作「函館野外劇」

特別史跡五稜郭で、市民が函館に関連する歴史をテーマに野外劇を行う夏のイベント。コロボックルの神話の時代から新幹線の開通する現代までを14の場面で繰り上げられるスペクタクル。五稜郭の土手や堀を利用して作られた舞台と、堀を隔てた観客席前を主な舞台として使用する。およそ300人の出演者と、演出スタッフ、衣装、受付など100人の裏方の総勢400人を越える市民が参加している。衣装は、1,500着用意され、出演者はおおむね3役をこなす。

▶ 函館市／北海道

実施日 2018年7月13日(金)～8月11日(土)(第31回)

会場 五稜郭跡

入場料 大人1,500円
高大短専800円 小中400円

来場者数 3,000人

主催 NPO法人市民創作「函館野外劇」の会

予算 1,800万円(企業・個人の会費、協賛、広告、寄付、グッズ販売等)

城跡
×
劇

五稜郭跡 ● 特別史跡



TOPICS

1 実施体制

主催 NPO法人 市民創作「函館野外劇」の会

1987年に市民創作「函館野外劇」の会が発足。1999年にNPO法人へ。野外劇のオーディションや演技指導などの運営だけでなく、実際に会員も出演する。

野外劇に出演するだけでなく見て歴史を学ぶことで市立函館高校が生徒に単位を与える取組への協力や、外国人のためのプログラムの多言語化なども行っている。

TOPICS

2 背景

1988年に世界的に有名なフランスの野外劇から火種をもらい、五稜郭を舞台に、ダイナミックな函館地方の歴史を題材とする市民創作「函館野外劇」を開始した。その後、多数の市民ボランティアが参加する国内最大規模の市民創作野外劇に成長し、数々の受賞とともに「歴史とロマンの街・函館」にふさわしい地域文化活動と新しい観光資源として全国的にも高く評価されている。

TOPICS

3 課題

➡ 出演者・裏方・観客の高齢化が進んでいる。

効果

【EFFECT】

- ✓ 野外劇を史跡地内で行うことで、文化財のき損を心配する人もいるが、イベントを30年以上継続して行ってきた結果、利用してこそ五稜郭の価値を知ってもらうきっかけになる。
- ✓ このイベントを通じて、市民や市内の小中高生たちが野外劇に出演したり、見たりすることで、函館の歴史を知るきっかけとなり、歴史や地域に愛着を持つようになった。

実施図



郭内舞台

照明タワー上手側(右)
移動式階段(左)

補助照明塔(下手側)

照明塔(下手側)

公演会場全景



発電機

観客席架台

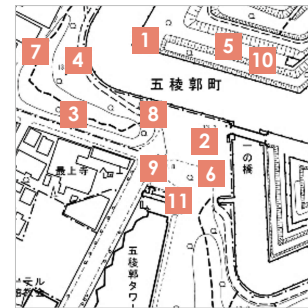
照明



観客席

フラッグ総踊り
(2013年の舞台)

照明塔兼コントロールブース



関係機関	手続き	関係法令	備考
函館市教育委員会	現状変更許可申請	文化財保護法	仮設物の設置
消防署	消防計画等作成	火災予防条例	爆竹等の利用
函館市	建築確認申請	建築基準法	照明塔、コントロールブースの設置
保健所	催物開催届	食品衛生法	露店の設置
警察署	道路使用許可申請	道路法	同時多数の道路横断
函館市	占用許可申請	都市公園法	都市公園内の仮設物の設置

TOPICS

4 配慮事項

- ➡ 史跡であることを考慮し、照明塔等は杭を打たず、コンクリートの重石で押さえた(右写真)。
- ➡ 観光客も来ることを考慮し、景観に配慮した設備を心掛けた。
- ➡ 劇を行う際に音が出るので、事前に計測を行い、周辺住民に配慮した。
- ➡ イベントの内容を事前に市の担当者に相談し、調整した。



コンクリートの重石で照明塔を支えている様子

五稜郭跡

指定等状況: 特別史跡/面積等: 堀の内側 約125,500㎡/所在地: 北海道函館市五稜郭町本通/所有者名: 函館市/公開状況: 公開(公園内無料)

近代化遺産と 最新映像技術の融合

3Dプロジェクションマッピング「BON APPÉTIT!」

東日本大震災から復旧した国指定重要文化財「シャトーカミヤ旧醸造場施設」を会場に、牛久市初の大規模3Dプロジェクションマッピングを実施することで、重要文化財の活用を図ると同時に、「ワインの街うしく」の魅力を市内外に発信。また今回のイベントでは、「シャトーカミヤ旧醸造場施設」を核とする「日本の近代化と国産ワイン」をテーマにした日本遺産認定への取組を広くアピールすることも目的とした。

▶ 牛久市／茨城県

実施日	2017年3月10日(金)～11日(土)
会場	シャトーカミヤ旧醸造場施設
入場料	無料
来場者数	約6,000人
主催	牛久市文化遺産活用実行委員会
予算	約1,500万円(総務省「地方創生加速化交付金」を活用)

近代化遺産

×
プロジェクション
マッピングシャトーカミヤ旧醸造場施設
●重要文化財

TOPICS

1 実施体制

主催 牛久市文化遺産活用実行委員会

牛久市教育委員会文化芸術課が事務局となり、文化財保護審議会、牛久市文化協会等市内関係団体から委員が選出されている。

文化財活用だけではなく観光・産業活性化を目指し、近隣商店街からの出店が行われたほか、筑波大学生により作成された牛久シャトーの紹介映像を冒頭に上映し、産官学連携による事業実施が実現した。

TOPICS

2 背景

2016年度から日本遺産認定を目指すことになり、観光施設としてだけではなく文化財としての牛久シャトーをPRしていく必要性を感じていたところ、プロジェクションマッピングのアイデアが挙がった。同時期に市の「ワインと食」による観光振興事業が地方創生加速化交付金（総務省）で採択され、その中の取組のひとつとして実施することとなった。

TOPICS

3 課題

➡ 電源確保のための発電機での対応や、鮮やかな映像を投影するために光量が多いプロジェクターを使用するなど、費用面での課題が多かった。

効果

【EFFECT】

- ✓ 約6,000人の来場があり、牛久市と牛久シャトーをPRする良いきっかけになった。
- ✓ 市外からの来場もさることながら、市民から「また実施してほしい」という声が多く寄せられた。
- ✓ 文化財の所有者は民間だが、東日本大震災による災害復旧の際に深い関わりがあり、今回のイベントについても深い協力体制をとることができた。

実施図



1 レンガ造のシャトーカミヤ旧醸造場施設に投影した様子
2 併催イベントの飲食ブースの様子



関係機関	手続き	関係法令	備考
保健所	食品営業許可申請	食品衛生法	飲食ブースの設置
税務署	酒類販売免許（既存）	酒税法	酒類の販売
著作権所有者（日本相撲協会ほか）	著作権申請	著作権法	映像作成
イベント会社	イベント保険	—	
警察署・牛久市	交通整理、パトロール依頼	—	

- 保健所への届出は会場管理者である牛久シャトーが申請した。
- 映像作成に使用するキャラクターイラスト、人物写真等の使用許可申請を行った。
- 映像の投影は、1日に5回、10分ほど光を当てる演出であり、特に文化財関連の届出は必要ないと判断し、現状変更等の申請・届出はしていない。

TOPICS

4 配慮事項

- ➡ 映像投影の際の透過対策として窓の内側に棒を用いて白い布をかける際は、市の職員が立ち会い、壁に当たる部分にクッション材を使うなど、跡が残らないように工夫した。
- ➡ 夜間の設営や上映があり、また無断駐車が見込まれたため、近隣の住宅への実施周知チラシの配布や近隣店舗への説明などを行った。

シャトーカミヤ
旧醸造場施設

指定等状況：重要文化財／面積等：煉瓦造、建築面積308.52㎡／所在地：茨城県牛久市中央三丁目20番地4／所有者名：オエノンホールディングス株式会社／公開状況：公開（無料、旧事務室、旧貯蔵庫内への入館は不可）

世界文化遺産・富岡製糸場で 将棋棋戦

第3期叡王戦決勝七番勝負
第4局 富岡製糸場 対局



世界文化遺産である富岡製糸場の重要文化財「首長館」で、株式会社ドワンゴおよび公益社団法人日本将棋連盟が将棋棋戦「第3期叡王戦」を実施。対局開始から終了まで、動画投稿サイト「ニコニコ生放送」により生中継され、約17万人がインターネットを通じて対局を観戦した。また、前夜祭が近隣の市町村で行われ、宿泊をした多くの人が、将棋だけでなく、富岡製糸場の他の施設も見学した。

▶ 富岡市／群馬県

実施日 2018年5月26日(土)
会場 旧富岡製糸場 首長館
主催 株式会社ドワンゴ
公益社団法人日本将棋連盟

世界文化遺産 × 将棋

旧富岡製糸場 首長館
●重要文化財



画像提供 富岡市

TOPICS

1 実施体制

主催 株式会社ドワンゴ、公益社団法人日本将棋連盟

富岡市は、富岡製糸場への会場協力交渉、新庁舎の会場協力(大盤解説会)、市長の番組出演、市報への情報出しなどを全面的に協力。



TOPICS

2 背景

株式会社ドワンゴは、将棋棋戦「電王戦(人間 vs AI)」や「叡王戦」を、歴史的な場所や、日本を代表するような文化財で対局することに重きを置いて実施しており、今回は世界文化遺産である富岡製糸場で実施することとなった。対局会場を世界文化遺産のような特別な文化財を舞台することで、話題性の強化、コンテンツの強化を目的に実施した。

TOPICS

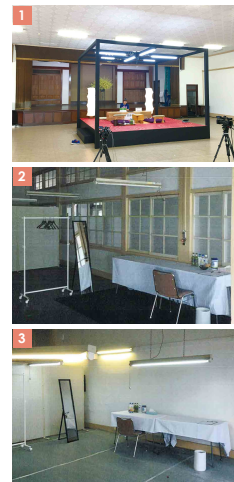
3 課題

▶ 電源確保や、対局者のお手洗いの確保が課題として残った。

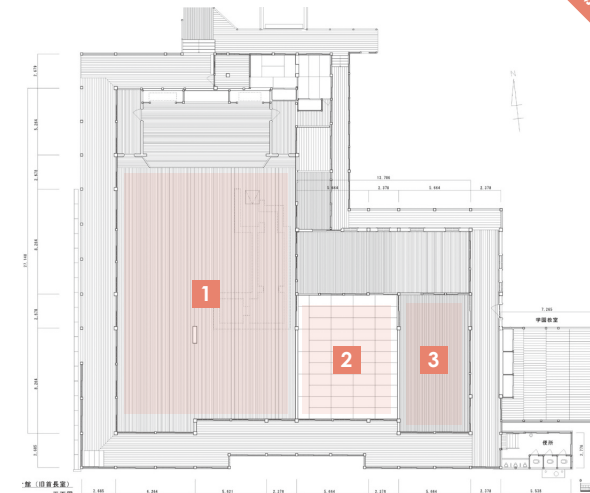
効果

【EFFECT】

- ✓ 世界文化遺産での対局自体が珍しいため、事前の盛り上がりや話題化につながった。
- ✓ 富岡市としても、ユニークベニューとして活用することで、富岡製糸場のよいPRになった。
- ✓ 単なる貸会場としてではなく、文化財の価値や特徴を生かした活用について考えていくきっかけとなった。



1 対局場所の設置状況
2 3 控室



関係機関	手続き	関係法令	備考
富岡市教育委員会	現状変更許可申請	文化財保護法	対局場所の設置
富岡市教育委員会	施設利用許可申請	—	
富岡市教育委員会	撮影許可申請	—	

● 一般公開のイベントでないため、特に警察や消防には届出は出していない。

TOPICS

4 配慮事項

- ▶ 開始時と終了時に確認会を行い、右の注意事項等を全ての関係者に配布。搬入出時は養生をする、単独での作業は禁止など、細心の注意を払いながらイベントを開催することを徹底した。
- ▶ 注意事項の中では、「『日本の文化財を守る』という意識を持つ」よう呼びかけており、単なる禁止事項ではなく、意識を変えていくことを心掛けた。

●注意事項

本会館では重要なイベント会場ではない、設置、撤去文化財の会場です。これらの取扱いに十分注意して実施してください。

1. 搬入出時は養生をしてからの作業開始となります。

2. 単独での作業は禁止です。

3. 開始、終了時は確認会を行います。

1日5回、設置、撤去作業など全体的な確認を行いますので必ずご参加ください。また、1日の作業終了後は必ず作業終了の確認を行います。

全スタッフ・関係者への注意事項喚起を徹底(一部抜粋)

旧富岡製糸場
首長館

指定等状況:重要文化財/面積等:917.03㎡/所在地:群馬県富岡市富岡1番地/所有者名:富岡市/公開状況:非公開

未指定文化財の拝殿で 能楽や洋楽を披露

関蟬丸芸能祭

芸能の発展及び地域や大津市の活性化、観光の振興等に寄与することを目的とし、芸能の祖神として知られる蟬丸をまつる関蟬丸神社で「関蟬丸芸能祭」を開催。能楽や洋楽、郷土芸能など多岐にわたる演者が登場し、拝殿にて芸能を披露する。2018年5月の4回目となる芸能祭には、18組の演者が出演し、付近の商店街でのちどん屋によるパフォーマンスや参道での地元商店街連盟等による出店も行われた。

▶ 大津市／滋賀県

実施日 2018年5月27日(日)(第4回)
会場 関蟬丸神社下社 拝殿
入場料 無料
来場者数 1,300人
主催 関蟬丸神社芸能祭実行委員会
予算 約100万円(企業協賛金、個人協賛金等)

神社
×
芸能

関蟬丸神社下社 拝殿
● 未指定文化財



TOPICS

1 実施体制

主催 関蟬丸神社芸能祭実行委員会

まちづくりに携わる市民や地元企業関係者により設立。

当日はイベントの実施も含め、実行委員、個人ボランティアあわせて約60人で運営した。売店では大津物産支援事業委員会に認定された商品などが販売された。

TOPICS

2 背景

関蟬丸神社は江戸時代に諸国の雑芸人を統括していたとされるが、老朽化のため、境内の様子は昔とは様変わりしてしまっている。このことを知った一部の市民が中心となり、その現状を多くの人に知ってもらい、修復の機運を高め、修復費用を募るために芸能祭を開催することとなった。芸能祭開催に向けての個人協賛金の寄付に対しては、お返しとして絵馬やお守りを付与している。

TOPICS

3 課題

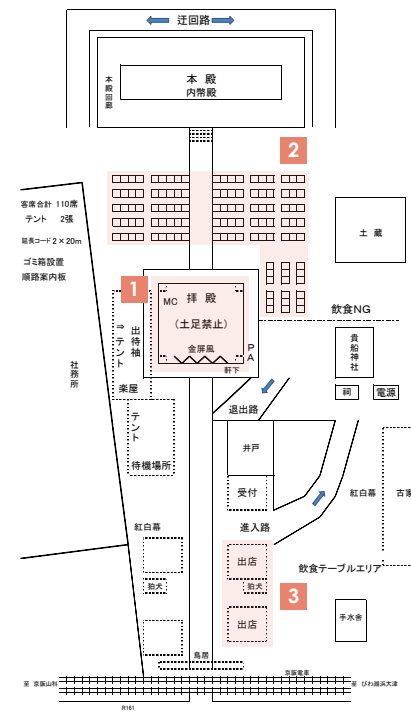
- ➡ 運営スタッフの確保
- ➡ 出演者控室・駐車場の確保、トイレの借用など
- ➡ 雨天時の観客席の対応や、老朽化している建物の管理
- ➡ 継続していくための運営資金

効果

【 EFFECT 】

- ✓ 芸能祭は毎年行われる祭として定着し、修復に向けた氏子や住民の機運も高まり、寄付も同神社に集まるようになった。
- ✓ 本格的な修復整備に向けた募財活動のための奉賛会の立ち上げ準備や、関蟬丸神社修復委員会による境内の調査開始につながった。

実施図



1 拝殿をステージとして活用



2 拝殿周囲に観覧者用のパイプ椅子を設置 3 参道に売店を設置 4 トイレは近隣施設の協力による

関係機関	手続き	関係法令	備考
消防署	火気使用届	火災予防条例	売店の設置

- 電源が確保できない会場のため、発電機を利用した。
- 大津市関係事務所等に協力を得て、臨時駐車場を借用した。

TOPICS

4 配慮事項

- ➡ 拝殿上で芸能を披露するため、舞台上は靴履きを禁止し、大人数での参加、大きな機材の使用、ダンスなど動きが激しい演奏演舞は不可とした。

関蟬丸神社下社
拝殿

指定等状況：未指定／面積等：入母屋造、間口二間三尺、奥行二間三尺／所在地：滋賀県大津市逢坂一丁目15-6／所有者名：関蟬丸神社／公開状況：公開（無料）

利休ゆかりの名刹で プレミアム公演

フェニーチェ堺 Presents 南宗寺の宴 ～利休に捧ぐ～ 2018

国の名勝や重要文化財がある南宗寺の厳かな空間を活用し、クラシックや文楽などの著名アーティストによるプレミアム公演を開催した。各公演112名限定としたところ、それを上回る相当数の応募があった。各公演は1時間程度で、ライブ演奏（実演）と出演者のお話からなる。名勝の枯山水庭園に隣接する本堂内にステージ、観客席を設置し、当日は来場者を対象に、観光ボランティアによる南宗寺のガイド案内も実施した。

▶ 堺市／大阪府

実施日 2018年5月26日(土)、6月2日(土)、7日(木)、8日(金)、14日(木)
会場 南宗寺 方丈(本堂)
入場料 700円(各公演共) ※拝観料を含む
来場者数 各公演112名
主催 堺市・(公財)堺市文化振興財団
予算 約1,800万円(文化庁「文化芸術創造拠点形成事業」補助金を活用)

寺 × コンサート

南宗寺 方丈(本堂)
● 未指定文化財



TOPICS

1 実施体制

主催 堺市・(公財)堺市文化振興財団

(公財)堺市文化振興財団は、フェニーチェ堺等の指定管理者であり、文化振興事業を実施する財団。

アーティストの出演調整や舞台設営などの運営業務は、業者に委託し実施した。

TOPICS

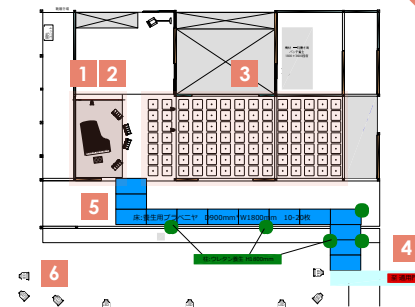
2 背景

フェニーチェ堺(堺市民芸術文化ホール)の2019年秋のグランドオープンに向け、さらなる認知度の向上を図るため、本公演を開催することとした。「歴史文化のまち堺」の情報発信や、新たな歴史文化資源の創出・継承に繋げるため、堺の町衆文化の発展に寄与した南宗寺で本公演を実施した。

効果

【EFFECT】

- ✓ 注目度や参加者の満足度が非常に高く、フェニーチェ堺の認知度の向上、会員の獲得、南宗寺をはじめとする歴史文化のまち堺の情報発信につながった。
- ✓ 公演前に南宗寺のガイド案内を実施することにより、幅広い層に南宗寺や堺の歴史文化をアピールすることができた。



1 ステージ設置のため養生 2 重量物が設置できるように養生しステージを設置 3 座布団席と後方に椅子席を設置 4 バリアフリー設備を仮設 5 設営、撤収時において養生 6 公演に併せて国指定名勝庭園をライトアップ

実施図

TOPICS

3 課題

- ➔ 雨天時に本堂に上がる際に靴と傘を預かったが、終演後の返却作業に手間がかかった。
- ➔ 足が不自由な方を対象として椅子席を用意したが、希望される方全員に行き届かなかった。
- ➔ 蚊取り線香などの火器が使用できないため、虫よけスプレーやシール等で対応したが限界があった。
- ➔ トイレの数や広さなどは既存のものとなるため、少しお待ちいただいた。
- ➔ 観客席に勾配をつけることができないので、舞台を観やすくすることにも限界があった。

TOPICS

4 配慮事項

- ➔ 会場設営・撤収、本番において、機材等の重量を考慮し、建物に傷がつかないように養生を徹底した。
- ➔ 会場と少し離れたところに電源車を配置した。
- ➔ 会場に向かう動線にはスロープを仮設するなどの対応を行った。
- ➔ 騒音や駐車違反、私道への進入等の対策をした上で地元自治会長へあらかじめ相談・報告を行い、当日は駅やバス停からの動線各所にスタッフを配置して誘導した。

南宗寺 方丈
(本堂)

指定等状況：未指定(隣接する枯山水庭園は国指定名勝)／所在地：大阪府堺市堺区南旅籠町東3-1-2／所有者名：南宗寺／公開状況：常時公開(拝観料大人400円)※方丈内は非公開

町屋が美術館に変わる

丹波篠山・まちなみアートフェスティバル2018

丹波篠山
まちなみ
アートフェスティバル

鳳凰會館

城下町の風情、その営み、暮らしを今に伝える篠山市「河原町妻入商家群」の重要伝統的建造物群保存地区を中心とした約30軒の町屋を舞台に、立体映像・彫刻・絵画・墨・インスタレーション・映像・写真・美術工芸など約60名の作家がアート作品で空間を演出。2018年で10周年を迎えたアートをテーマにした町歩きイベント。

▶ 篠山市／兵庫県

実施日 2018年9月15日(土)～17日(月)、20日(木)～24日(月)
会場 篠山市篠山重要伝統的建造物群保存地区を中心とした町屋等
入場料 無料
来場者数 約20,000人
主催 丹波篠山・まちなみアートフェスティバル実行委員会
予算 兵庫県「県政150周年記念県民連携事業」助成、篠山市「まちなみアートフェスティバル補助事業」助成などを活用

町並み × アート フェスティバル

篠山市篠山
●重要伝統的建造物群保存地区



TOPICS

1 実施体制

主催 丹波篠山・まちなみアートフェスティバル実行委員会

地元団体(市役所・商工会など)に加え、市民芸術家・町屋居住者などの個人により結成。

公的機関の後援や、近隣の自治会・商店会などの協力を得て実施。作家との出品交渉や、アート作品の展示場所の決定などは、地元住民が中心となって運営している。

TOPICS

2 背景

重要伝統的建造物群保存地区に選定されたことを契機に、町並みを活用して地域を活性化する取組を何か実施できないかとの思いから検討がはじまった。篠山には陶芸家をはじめとする作家が複数居住していたことに加え、町屋とアートには親和性があるとの考えから、アートイベントを実施することになった。

TOPICS

3 課題

➡ 一過性ではなく継続したイベントとして定着させるため、補助金に頼りすぎることなく、協賛企業の寄付を募ったり自主財源を充てる努力をするなど、費用面の工夫が必要。

効果

【EFFECT】

- ✓ 町屋は個人のものだけではなく共有財産でもあるという意識が芽生え、このイベントを通じてその意識は高まっている。
- ✓ このイベントの力だけではないが、美術作家をはじめとする移住者や、Uターン住民も増えており、地域活性化に繋がっている。
- ✓ 町屋6軒・作家10名の参加でのスタートだったが、すぐに賛同者も増え、翌年には町屋25軒・作家30名の参加となり、地域活性化に貢献するイベントへと成長した。



- 日常使用している町屋の建物・敷地内に、アート作品を展示するイベントであるため、公的機関への申請・届出等の手続きは特に実施していない。
- 警察にイベントを実施する旨を伝え、地元商工会の協力でガードマンを配置している。

TOPICS

4 配慮事項

➡ 会場となる町屋は日常使用している生活空間であるため、特別な演出をすることなく普段どりの場所を生かしながらアートを展示することを心掛けた。

篠山市篠山

指定等状況:重要伝統的建造物群保存地区/面積等:40.2ha/所在地:兵庫県篠山市/公開状況:公開(有料公開施設あり)

重要文化的景観の 棚田を染める幻想的灯火

たたら灯

たたら製鉄に用いる砂鉄を採取した跡地を再生した棚田を10,000本のLEDライトによりライトアップ。期間中は田んぼアートや御神木の下でのコンサート、ワークショップ、棚田で収穫された新米や地元特産品などを販売する収穫祭など様々なイベントを併せて実施した。また、棚田はたたら製鉄をテーマとした日本遺産の構成文化財ともなっており、日本遺産の風景をテーマとした写真コンテストも行っている。

▶ 奥出雲町／島根県

実施日	2018年10月13日(土)～11月17日(土)
会場	奥出雲たたら製鉄及び棚田の文化的景観
協力金	200円
来場者数	3,000人
主催	TataRart実行委員会、奥出雲町地域活性化プロジェクト
予算	400万円(企業からの寄付、クラウドファンディング)

棚田 × ライトアップ

奥出雲たたら製鉄及び
棚田の文化的景観
● 重要文化的景観



TOPICS

1 実施体制

主催 TataRart実行委員会, 奥出雲地域活性化プロジェクト

実行委員会は地元自治会や郵便局社員、ボランティアなど総勢100名からなる。LEDライトの設置についても、随時ボランティアを募集している。

TOPICS

2 背景

たたら製鉄が営まれてきた奥出雲町追谷地区の棚田が2014年に中国地方で初めて国の重要文化的景観に選定され、2016年には日本遺産の構成文化財に認定された。これを機に棚田をPRし、過疎化、少子高齢化で悩む当地区の交流人口を増やし、活性化させていこうとイベントを計画・実施した。

TOPICS

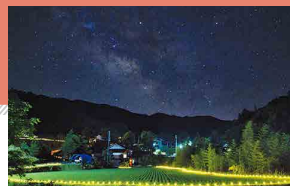
3 課題

▶ LEDライトの設置回収に非常に労力がかかるが、集落が高齢化しており、今後は他地区からの多くのボランティアスタッフが必要となってくる。

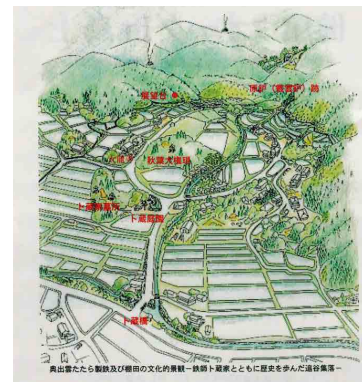
効果

[EFFECT]

- ✓ 文化的景観とライトアップの相乗効果により景観の美しさを伝えることができ、集客に繋がった。
- ✓ 写真コンテストのテーマを日本遺産の風景としたことにより、話題性があり、文化財の美しさを知ってもらいきっかけとなった。
- ✓ 写真コンテストではSNSによる参加枠を設けることにより、幅広く参加を募るとともに発信することができた。



実施図



1 御神木の下でのコンサート
2 田んぼアート
3 棚田で収穫された新米などを販売する収穫祭

関係機関	手続き	関係法令	備考
消防署	火気使用届出	火災予防条例	竹灯籠の設置、売店の設置
保健所	食品営業許可申請	食品衛生法	食品の提供
警察署	道路使用許可申請	道路法	夜間の道路通行止

- 消防署への火気使用届の提出の際は、消火器や水の入ったバケツ等の配置位置の確認があった。

TOPICS

4 配慮事項

- ▶ イベント実施の際は、文化財に影響を及ぼさないよう、町の文化財担当者と調整を行った。
- ▶ 棚田は個人所有のため、所有者にライトアップでの利用許可を確認した。
- ▶ 近隣の小学校やカフェに協力してもらい、駐車場を借用した。
- ▶ ライトアップ時は道路を通行止めとするため、駐車場から会場へのシャトルバスを運行した。

奥出雲たたら製鉄及び
棚田の文化的景観

指定等状況: 重要文化的景観/面積等: 1563.3ha/所在地: 島根県仁多郡奥出雲町/
公開状況: 公開

特別天然記念物で スポーツイベント

秋吉台カルストTRAILRUN

雄大で美しい景観を持つ日本最大級のカルスト台地「秋吉台」国定公園を舞台に実施した、当地域におけるスポーツツーリズムの先駆け。エイドでは地元の特産品を提供するなど、地域一体で美祢市ならではの「おもてなし」を実施した。イベント参加費の一部は秋吉台の環境保全活動等に利用する。また、滞在時間延長による宿泊施設等への経済効果をあげるため、大会前日にはセミナーや前夜祭を実施した。

▶ 美祢市／山口県

実施日	2018年10月14日(日)
会場	秋吉台
参加料	ロング:8,800円/ ウィメンズ:5,300円/ キッズ・親子ペア:2,000円
参加者数	約700名
主催	秋吉台カルストTRAILRUN実行委員会
予算	約500万円(参加料及び協賛金等)

景勝地 × スポーツイベント

秋吉台 ● 特別天然記念物



©秋吉台科学博物館

TOPICS

1 実施体制

主催 秋吉台カルストTRAILRUN実行委員会

一般社団法人美祿市観光協会, 美祿市, 美祿市商工会, NPO法人等により構成

企画・運営(ポスター等の印刷, 記録計測, 会場の設営等)は一般社団法人ITADAKIが実施。公的機関の後援や地元企業, スポーツ関係の民間企業からの協力・協賛を得た。

TOPICS

2 背景

人気スポーツとしてトレイルランニングが急成長している中, ビギナーから愛好者まで満足できる秋吉台のトレイルを全国にPRし, 秋吉台を走ることにより, 自然保護について考えてもらう機会として捉えている。秋吉台地域への新たな観光客の創出とリピーターの構築, 併せて秋吉台のブランディング化につなげ, 観光交流人口の拡大への期待をこめて実施した。

TOPICS

3 課題

- ➡ 電源が確保できない
- ➡ 天候(雨天時等)によるコースの変更

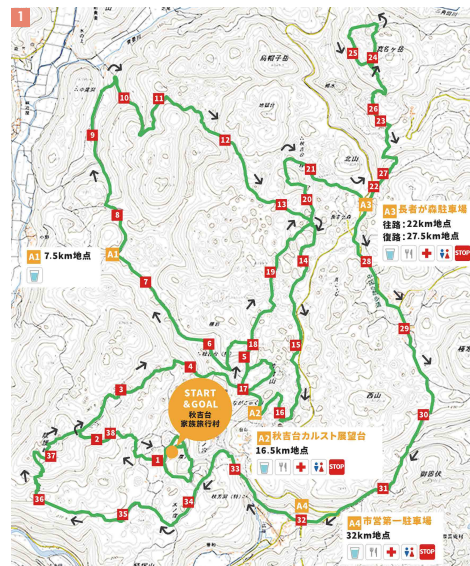
効果

【EFFECT】

- ✓ 秋吉台の観光客数が減っている中, イベントを通じて, リピーターが増えた。
- ✓ 30都道府県からの参加により市内の宿泊者は約100名となり, 宿泊施設や観光施設への経済効果があった。



実施図



1 2 ログコースマップ 3 スタート・ゴール地点の様子 4 コースを走っている様子

関係機関	手続き	関係法令	備考
美祿市教育委員会	現状変更許可申請	文化財保護法	テント等の設置
山口県	特別地域内工作物新築許可申請	自然公園法	工作物の設置
美祿市	秋吉台利用許可	美祿市特別天然記念物 秋吉台管理条例	
美祿市	消防職員・救急車の派遣依頼	—	
市立病院	イベント開催中の事故, 急病人等発生時の協力依頼	—	

TOPICS

4 配慮事項

- ➡ エントリー者数の制限や, 博物館や研究会などの文化財の専門家によりイベント前後にモニタリング調査(地面が削られていないか, 草が剥けていないかなどを目視で確認)を実施し, 活用と保存のバランスを保つようにした。
- ➡ 草刈りなどのトレイルの整備は, 秋吉台の植物に配慮した時期に実施した。

秋吉台

指定等状況: 特別天然記念物/面積等: 長径約17km, 短径約7.5km, 広さ約130km²/所在地: 山口県美祿市/管理団体名: 美祿市/公開状況: 公開(無料)

唐津市／佐賀県

実施日時	2016年10月8日(土)～10日(月)
会場	名護屋城跡並陣跡
入場料	143,000円～(宿泊、ディナー及びツアーがセットになったプラン)
来場者数	110名
主催	株式会社ONESTORY
予算	約2,200万円

CASE_09 城跡×野外レストラン

名護屋城跡並陣跡にて 野外レストラン

DINING OUT ARITA & with LEXUS

特別史跡名護屋城跡並陣跡にて佐賀県の食材を活用した食と器を味わうイベント。一流の料理人がその土地の食材を新しい感覚で切り取った料理を、その土地を最も魅力的に表現できる場所と演出とともに、五感すべてで味わっていただく。名護屋城跡の馬場にレストラン施設及び仮設トイレを設営。本丸でのレセプションの後、客席にて食事を提供し、同時に篠笛等の演奏も行った。

城跡 × 野外レストラン

名護屋城跡並陣跡 ● 特別史跡

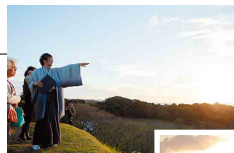


TOPICS

1 実施体制

主催 株式会社ONESTORY

各種申請等の手続きやイベント運営を実施



オフィシャルパートナー：LEXUS

オフィシャルサポーター：佐賀県有田焼創業400年事業実行委員会
協力：唐津市、伊万里市、佐賀県立名護屋城博物館

TOPICS

2 背景

2016年に有田焼が創業400年を迎えることを契機として、佐賀県では有田焼創業400年プロジェクトを展開。有田焼は文禄・慶長の役をきっかけに技術が入ってきたという歴史があり、本プロジェクトを名護屋城跡で実施することとなった。こうした佐賀県の焼き物の源流を辿り、これからの器のあり方を盛り付けられる料理とともに表現し、有田焼のさらなる魅力を国内外に発信するため実施した。

TOPICS

3 課題

- ➡ 市教育委員会や関係機関の文化財専門員等と、更に綿密にイベント実施計画について相談し、文化財の保存について理解した上で進めていく必要がある。
- ➡ 夜間や野外のイベントでは、事故や荒天が予想されるため、参加者・関係者の安全確保が肝要。

効果

【EFFECT】

- ☑ イベントを通じて、佐賀県の焼き物の歴史や舞台となった名護屋城跡を参加者に知ってもらうきっかけとなった。
- ☑ 「場所」、「器」、「食」という複合的な要素を融合させることで、参加者が、歴史や文化、それらを育んだ自然や景観を体感でき、歴史的背景にまつわる物語や地域の魅力を発信し普及することができた。

実施図



関係機関	手続き	関係法令	備考
唐津市教育委員会	現状変更許可申請、終了報告書	文化財保護法	テント等の設置
消防署	火気器具等の使用届出	火災予防条例	調理器具の使用
保健所	食品営業許可申請(臨時営業・臨時出店)	食品衛生法	食品の調理・提供
唐津市	敷地の利用許可申請	唐津市条例	史跡公園の占用等
佐賀県立名護屋城博物館	文化財保護に関する指導・助言	文化財保護法	特別史跡の保存と活用

TOPICS

4 配慮事項

- ➡ 現状変更申請の提出前に文化財担当者に実施内容を伝え、現地確認や搬入出時の立会いを行ってもらった。
- ➡ 仮設物設置場所や搬入ルート等の調整、ゴムシート等での地面の養生を講じ、特別史跡内での掘削や盛土等はいないように留意した。
- ➡ 一般入城者に対しては通行経路の表示を行い、スタッフによる誘導を実施。夜間は常駐警備を配置した。
- ➡ 雨と強風に見舞われた日は、レセプション用テントは解体して保管した。

名護屋城跡
並陣跡

指定等状況：特別史跡／面積等：名護屋城跡と140箇所以上におよぶ全国の諸大名の陣屋跡からなる／所在地：唐津市鎮西町・呼子町、東松浦郡玄海町／管理団体名：唐津市／公開状況：公開(無料)

鎮守の森で 光のデジタルアート

チームラボ 大村の神社に浮遊する球体, 呼応する城跡と森

明治の廃城後に自然林となった玖島崎樹叢の木々や石垣を光で照らし、鑑賞者の動きに反応させる『呼応する森と城跡-玖島崎樹叢』。城中に所在する大村神社の境内に、光や音が変化する球体を設置する『浮遊する、呼応する球体-大村神社』

▶ 大村市／長崎県

実施日 2017年6月3日(土)~7月2日(日)

会場 玖島崎樹叢(大村公園内)

入場料 [市内在住者]

大人:500円, 高校生以下:無料

[市外在住者]

大人:800円, 高校・中学生:300円, 小学生以下:無料

来場者数 62,506人

主催 大村市

予算 約6,600万円(入場料及び協賛金等)

鎮守の森 × 光の デジタルアート

玖島崎樹叢 ● 県指定天然記念物



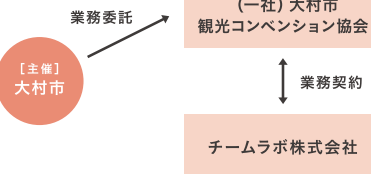
TOPICS

1 実施体制

主催 大村市

大村市が（一社）大村市観光コンベンション協会に事業委託をし、チームラボ株式会社と契約を行い実施。

当日は、市職員が安全対策員や誘導員等として、対応した。



TOPICS

2 背景

大村市の「花と歴史と技術のまち」というキャッチフレーズを体感できるイベントとして開催。シティプロモーション及び観光客の誘致による経済効果を図るとともに、市民の楽しめる場所・時間を提供して、青少年を中心に「自然」「技術」「歴史」への興味・関心を向上させる一助とすることを目的として実施した。

TOPICS

3 課題

- ➡ 多額の事業費がかかる。
- ➡ 今後、文化財を活用したイベント等も、同じ内容の事業ではなく斬新な内容が求められる。

効果

【EFFECT】

- ✓ 玖島崎樹叢で実施することで、天然記念物の存在を知ってもらえかけとなった。
- ✓ 市外からの来場者も多く、シティプロモーションとしての効果、経済効果があった。



1 公園全体の地図とイベント時のルート（赤矢印） 2 玖島崎樹叢のルート上を歩く来場者

関係機関	手続き	関係法令	備考
長崎県教育委員会	現状変更許可	文化財保護法	仮設の杭・ロープの設置
国土交通省	道路占用許可申請	道路法	看板の設置
警察署	道路使用許可申請	道路交通法	通行止め
大村市	各種許可	—	電源使用、看板設置、駐車場、公園内行為
教育センター	駐車場借用	—	
九州電力	看板設置許可	—	

TOPICS

4 配慮事項

- ➡ 県教育委員会と調整を行うとともに、機器の設置や順路の設定等に際し、文化財に影響を及ぼさないよう配慮した。
- ➡ 公園内のルート（実施図内マップの赤矢印）に安全管理用の仮設の杭・ロープを設置し、玖島崎樹叢に入らないようにした。
- ➡ 周辺住民に対しては、町内会長に事業の趣旨を説明するとともに事業実施に対する理解を求めた。

玖島崎樹叢
（くしまざきじゅそう）

指定等状況：県指定天然記念物／面積等：約29,000㎡／所在地：大村市玖島1丁目27-1ほか
／所有者名：大村市／公開状況：公開（無料）

CASE 11

古民家×神楽

古民家で
神楽を鑑賞

古民家で味わう神楽鑑賞会

熊谷家 ● 市指定有形文化財



イベント概要 茅葺屋根の古民家を舞台に、古くから地域に伝わる神楽が共演し、日頃の伝承活動の成果を披露する。県事業の一環として開催した芸能鑑賞会を契機に、翌年からは自主事業として9年継続して実施。鑑賞会には、熊谷家が立地する地区に伝わる幸田神楽や胡四王神楽など3団体が出演した。

▶ 花巻市／岩手県

実施日 2018年9月23日

入場料 無料

来場者数 280人

主催 花巻市郷土芸能保存協議会、花巻市教育委員会

熊谷家



指定等状況：市指定有形文化財
／面積等：寄棟造り、茅葺き／所有者名：花巻市／公開状況：公開（無料）

CASE 13

寺×婚活

お寺にある有形文化財で
婚活イベント

お寺で婚活・運命の出会い!!

東高野山弥勒院 医王寺講堂 ● 県指定有形文化財



イベント概要 「お寺」というパワースポットで、境内の散策（通常非公開の金堂も公開）やゲームなど、自然に交流を図れる婚活イベントを実施。地域ぐるみで若者の出会いを支援するため、公共性を有する寺院を活用し、地域の活性化を目的に今後も継続する予定としている。

▶ 鹿沼市／栃木県

実施日 2018年6月2日

参加料 男性3,000円 女性2,000円

参加者数 36人

主催 東高野山弥勒院 医王寺

東高野山弥勒院 医王寺講堂



指定等状況：県指定有形文化財
／面積等：平面26m×16m／所有者名：医王寺／公開状況：外観公開、内部要予約（無料）

CASE 12

鍾乳洞×宝探し

天然記念物の
鍾乳洞で宝探し

龍泉洞大冒険

岩泉湧窟及びコウモリ ● 天然記念物



イベント概要 参加者に暗号が書かれた宝地図を渡し、岩泉湧窟内の観光ルート上に数か所設置された宝箱をすべて探し当てたら、記念品を贈呈するイベント。テーマは「本物の洞窟で宝探し」。岩泉湧窟の観光客が減っており、観光客数が落ち込む冬に、その対応策として開始した。

▶ 岩泉町／岩手県

実施日 2017年12月23日～2018年2月18日

参加料 無料（別途入洞料が必要）

参加者数 46人

主催 岩泉町

岩泉湧窟及びコウモリ



指定等状況：天然記念物／面積等：洞内総延長約3,600m（調査中）／管理団体名：岩泉町／公開状況：公開（入洞料大人1,000円）

CASE 14

茅葺農家×音楽会

茅葺の古民家で
音楽会

かやぶき農家の癒しのおんがく会

旧稲垣家住宅 ● 県指定有形文化財



イベント概要 公園内に移築した古民家にて、2012年度から市内音楽家等を迎えて定期的に実施。クラシックから民俗芸能まで、様々な分野から出演し、囲炉裏のある部屋や土間をステージとして活用している。市内音楽家の発表の場としても定着しており、リピーターとなる来場者も多い。

▶ 富士市／静岡県

実施日 2018年7月15日（第69回）

入場料 無料

来場者数 108人

主催 富士山かぐや姫ミュージアム

旧稲垣家住宅



指定等状況：県指定有形文化財
／面積等：木造、建築面積160.39㎡、茅葺／所有者名：富士市／公開状況：公開（富士山かぐや姫ミュージアム開館日に同じ）（無料）

CASE
15

洋館×JAZZ

大正時代のピアノを
県指定文化財で演奏

2018 Fujii イン・ビュッテ JAZZコンサート

五個荘近江商人屋敷 藤井彦四郎邸(洋館)
● 県指定有形文化財

イベント概要 国産としては最も古い時代のピアノを使用した、プロアーティストによるJAZZコンサート。来館者一人一人に歴史、文化を正しく理解してほしいという思いから始めた。演奏ピアノは、大正時代に近江商人が地域の小学校へ寄贈したもので、通常は同施設に展示されている。

▶ 東近江市／滋賀県

実施日 2018年6月9日(第7回)
入場料 無料(別途入館料が必要)
来場者数 約170人
主催 東近江市近江商人屋敷藤井彦四郎邸

五個荘近江商人屋敷 藤井彦四郎邸(洋館)



指定等状況: 県指定有形文化財
面積等: 約30坪 / 所有者名:
東近江市 / 公開状況: 公開(入
館料大人300円)

CASE
17

橋×バンジー・ジャンプ

登録有形文化財から
バンジー

開運バンジー

開運橋 ● 登録有形文化財



イベント概要 1931年に竣工された開運橋からのバンジーは、テーマパークなどにあるバンジー・ジャンプとは異なり、水面や自然の中に向かってジャンプし、高さや周囲の絶景を楽しむ。2015年に町制50周年のプレイベントとして期間限定での実施だったが、現在は通年営業となっている。

▶ 三郷町／奈良県

実施日 通年
参加料 9,000円
参加者数 年間約6,500人程度
主催 NPO法人信貴山観光協会、スタンダード・ムーブ株式会社

開運橋



指定等状況: 登録有形文化財
面積等: 橋長106m, 幅員4.2m
所有者名: 三郷町 / 公開状況:
公開(信貴山の参道として利用)

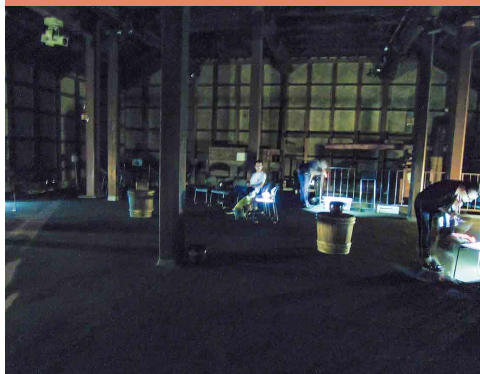
CASE
16

酒蔵×虫聴き

重要文化財の酒蔵で
虫の音を楽しむ

鳴く虫と暗蔵(アングラ)

旧岡田家住宅・酒蔵 ● 重要文化財



イベント概要 江戸時代に庶民の間で親しまれた「虫聴き」を現代風にアレンジしたイベント「鳴く虫と暗蔵」の一つとして「鳴く虫と暗蔵」を開催。薄暗くした蔵の中に「鳴く虫」が入った虫籠を用意し、懐中電灯の明かりで蔵の中を探索したり、耳を澄まして佇んだり、思い思いの過ごし方で楽しめる。

▶ 伊丹市／兵庫県

実施日 2018年9月7日, 8日, 15日
入場料 無料
来場者数 474人
主催 伊丹市立伊丹郷町館(公益財団法人いたみ文化・スポーツ財団/伊丹市)

旧岡田家住宅・酒蔵



指定等状況: 重要文化財 / 面積
等: 切妻造, 本瓦葺, 237㎡ / 所有者名: 伊丹市 / 公開状況: 公開
(無料)

CASE
18

寺×ヨガ

お寺にある重要文化財で
ヨガ

座禅体験×ヨガ @大山寺阿弥陀堂

大山寺阿弥陀堂 ● 重要文化財



イベント概要 ヨガ教室を運営する主催者の代表が、2015年に阿弥陀堂で体験した坐禅がヨガにも通じるところがあると感じて企画した。凛とした空気の中で自然と呼吸が調い、集中力を高めることができるお寺でヨガと座禅を行うことで、静と動の中で自分自身を感じる素晴らしい時間となった。

▶ 大山町／鳥取県

実施日 2016年8月7日
参加料 2,500円
参加者数 14人
主催 Moana Yoga(モアナヨガ)

大山寺阿弥陀堂



指定等状況: 重要文化財 / 面積
等: 桁行五間, 梁間五間, 寄棟造
所有者名: 大山寺 / 公開状況:
公開(事前予約要)

CASE 19

寺×出前授業

歴史ある寺院で
中世の食を味わう

ふるさと益田の歴史を調べよう

医光寺庭園 ● 史跡、名勝



イベント概要 中世領主益田氏が戦国大名毛利元就に料理を振る舞った歴史を学び、再現料理を実際に食べる授業を小学生に向けて実施。史跡名勝の庭園が残る万福寺や医光寺を会場とし、五感で子ども達に地域の歴史と文化を知ってもらい、地域への愛着を深めてもらうことを目的とした。

▶ 益田市／島根県

実施日 2017年10月10日

参加料 無料

参加者数 62人

主催 益田市教育委員会、益田「中世の食」再現プロジェクト(市民有志が立ち上げた民間団体)

医光寺庭園



指定等状況：史跡、名勝／面積等：2,201.67㎡／所有者名：医光寺／公開状況：公開(拝観料500円)

CASE 21

商家×華道

うだつの町並みで
華を楽しむ

うだつをいける ― 美来創生 ―

藍商佐直 吉田家住宅 ● 市指定有形文化財

イベント概要 うだつの町並みは、江戸時代から藍の集散地として栄えた商家町で、1988年に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。その選定20周年を記念し、2008年より華道家・假屋崎省吾氏による吉田家住宅を舞台とした華道展を開催するようになり、現在まで10年以上継続している。

▶ 美馬市／徳島県

実施日 2018年1月7日～2月18日

入場料 無料(別途入館料が必要)

来場者数 約15,000人

主催 美馬市、美馬市観光協会

藍商佐直 吉田家住宅



指定等状況：市指定有形文化財／面積等：約600坪、本瓦葺き／所有者名：美馬市／公開状況：公開(入館料大人510円)



©美馬市教育委員会

CASE 20

神社×カルタ大会

隠岐の島の神社で
カルタ大会

後鳥羽院遠島御百首カルタ大会

隠岐神社社殿 ● 町指定有形文化財



イベント概要 “若い世代の後鳥羽院への関心の薄れ”を課題とし、地元図書館や短歌同好会の協力を得て後鳥羽院がつくられた遠島百首カルタ大会を開催した。隠岐神社拝殿での参拝や遠島百首カルタの歴史についての知識を深めた後、カルタ大会を開始。幅広い年代の参加があり賑わった。

▶ 海士町／島根県

実施日 2018年2月24日

参加料 無料

参加者数 27人

主催 後鳥羽院資料館、海士町教育委員会

隠岐神社社殿



指定等状況：町指定有形文化財／面積等：15,000坪の境内、隠岐造り／所有者名：隠岐神社／公開状況：公開(無料)

イベント概要 坑道を排気する巨大な扇風機が稼働していた場所(通常は非公開)を特設茶室「扇風庵」と称し、ガイドツアーとお茶会を組み合わせたイベントを開催。ガイドツアーで文化財の魅力を感じながら、万田坑の歴史と炭鉱の建物の記憶を、おいしいお菓子・お茶とともに深掘りした。

▶ 荒尾市／熊本県

実施日 2017年6月18日

参加料 500円(別途入坑料が必要)

参加者数 約20人

主催 モグラ茶会実行委員会、荒尾市

三井石炭鉱業株式会社 三池炭鉱旧万田坑施設



指定等状況：重要文化財／面積等：煉瓦造、建築面積173.60㎡、棧瓦葺／所有者名：荒尾市／公開状況：公開(入坑料大人410円)

炭鉱施設跡で
伝統文化を体験

モグラ茶会in万田坑

三井石炭鉱業株式会社 三池炭鉱旧万田坑施設
● 重要文化財

CASE 22

窯×炭坑

世界遺産、神社仏閣、博物館や歴史的建造物等を活用した

「ユニークベニュー」先進事例

KYOTO UNIQUE VENUES

「京都ユニークベニューガイド」の作成

公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー

公益財団法人京都文化交流コンベンションビューローでは、文化庁、京都市、公益社団法人京都市観光協会の協力のもと、ユニークベニューとして活用できる世界遺産、神社仏閣、美術館・博物館や歴史的建造物等をまとめた冊子を作成し、MICE*の誘致・開催に力を入れています。

(右) 京都のユニークベニューをまとめた冊子
「京都ユニークベニューガイド2018」



神社仏閣、美術館・博物館、歴史的建造物など「普段利用できない＝特別な会場」を使用することは、参加者にとって印象に残るイベントとなります。一方で、使用にあたり主催者、運営事業者および参加者には信仰の場や文化的価値を尊重していただく必要があります。

通常の利用とは異なるため、費用や利用範囲、他会場との比較に関する調整が円滑に進むよう、施設によって問合せ先を公益財団法人京都文化交流コンベンションビューロー、民間事業者、施設本体に分けて一覧表にしています。また、和英併記で制作されており、「利用に関する注意とお願い」および想定される質問事項をまとめて海外の方にも理解しやすく掲載しています。

各施設紹介ページでは、施設の歴史的背景や特徴など施設が持つストーリー（ユニークさ）を重視して記載しています。また写真を多く使用する一方で、会場規模など必要最低限の情報表示に絞ることでシンプル且つわかりやすくし、国内外を問わず主催者・プランナー・地方公共団体・コンベンションビューローが活用・参考にしていきます。

公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー 担当者の声

MICEの誘致において、ユニークベニューは他都市との優位性を築く重要な項目の一つです。コンベンションや企業ミーティング、インセンティブツアーにおいて主催者や参加者の満足度が高く、特別なイベントになったと高い評価をいただいています。海外の商談会では、常にユニークベニューのニーズがあり、ペーパーレスを好む欧米の方々でもガイドを持ち帰られるほど注目が高まっています。

今般、文化財の維持・管理は大きな課題です。受け入れ施設の理解無しでは特別なイベントは開催できませんが、MICEイベントの開催は、文化財の保全や理解促進に大きなメリットもあります。

当ビューローでは、主催者と受け入れ施設の両者の立場・考え方を踏まえてマッチングし、数々の案件の開催支援を行ってまいりました。今後もユニークベニューの利活用を通じて京都の文化発信および文化財の保護とMICEの振興に寄与していきます。

*MICE:企業会議(Meeting)、企業の報奨・研修旅行(Incentive)、国際会議(Convention)、展示会・イベント(Exhibition/Event)の総称

OTOBUTAI

31年続く、民間企業と連携した奉納催事「音舞台」

主催:京都仏教会、毎日放送

今年で31回を迎えた「音舞台」。

「東洋と西洋が会おうとき」をテーマに、これまで18か所の名刹で、国内外の180組を超えるアーティストがパフォーマンスを奉納してきました。開催にあたり、制作および全国放送を毎日放送が行っています。

この「音舞台」が31年続いているのは、舞台となる名刹を単なるイベント会場としてではなく、宗教施設として尊重し、文化財であることに配慮して丁寧に対応・実施することで、様々な関係者の理解や賛同を得ているためです。



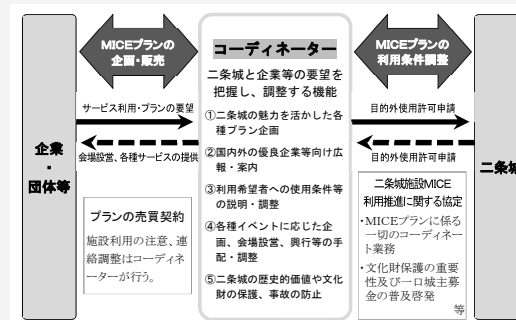
(上) 平成29年 金閣寺での「音舞台」の様子
(下) 平成30年 奈良・東大寺での「音舞台」の様子

NIJOJO

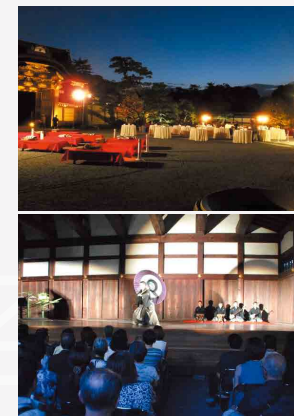
民間コーディネーターとの連携

京都市文化市民局元離宮二条城事務所

二条城のユニークベニューとしての活用は、2009年度の「二条城ウェディング」から始まりました。2014年度からは、「二条城MICEプラン」を作成し、市がイベント業者と直接やりとりをするのではなく、市が選定したコーディネーター（民間企業）を窓口として、実施しています。



コーディネーターの仕組



(上) レセプション (下) 歌舞伎

こうしたユニークベニューでの活用は、文化財の価値共有、文化や歴史に興味のない層の来城、本格修理の財源確保、観光や産業などへの経済波及効果に繋がることから、積極的に実施しています。

はじめてみよう！

文化財をユニークベニューとして活用する

基本の7ステップ



主催者



所有者等



参加者

ここでは文化財をユニークベニューとして活用する際の基本的な流れと、文化財だからこそ特に心がけて欲しいポイントをご紹介します。ユニークベニューとして活用する文化財を探す段階から、今後の文化財の活用方針の検討までを大きく7つのステップに分けて説明します。

STEP 1 ユニークベニューとして活用する文化財を探そう >>



どのようなまちにも、歴史的・文化的な価値や優れた意匠を備えた、地域の個性や魅力を伝えてくれる文化財があります。文化財の種類は様々ですが、**イベント等の内容に適した文化財を探す**ことが重要です。文化財の規模や所有者等は、文化庁「国指定文化財等データベース」や「文化遺産オンライン」、地方公共団体が作成しているパンフレットやホームページなどで探すことができますので、確認してみましょう。

STEP 2 所有者等と話し合おう >>



文化財の所有者等に問い合わせる際は、①主催者②利用希望日時（準備や撤収も含めて）③利用目的・人数④利用したい場所⑤イベント等概要（飲食やステージなどの有無等）の5点を特に明確にしておく必要があります。文化財保護の観点から飲食が不可能な場合や、建造物の構造上、重量物の設置ができないなど、様々な制約がある可能性があるため、所有者等とは、事前に話し合いの上、**出来ることと出来ないことを明らかに**しておく必要があります。今まで活用されたことのない文化財において実施する場合は、**関係機関との調整や実施条件の精査・検証に期間を要する可能性がある**ため、期間に余裕をもって調整を始めましょう。

STEP 3 具体的な実施計画を立てよう >>



具体的な実施計画を立てる際は、文化財の本来の用途に留意しなければいけません。**特別な会場で実施していることを意識**し、文化財に応じた実施計画としましょう。イベント等を実施する際に、運営等を業者に委託することも考えられますが、**入念な情報共有と役割分担**が必要です。実施の際の責任者、スタッフの配置、雨天時等の代替案、立ち入り禁止区域、来場者に守ってもらわなければならないことなど、文化財を活用するためには、注意点の確認、共有が必須となります。

STEP 4 文化財を活用するために必要な準備をしよう >>



指定等文化財で実施する際には準備段階で文化財部局の担当者に立ち会ってもらい、ステージの設置や機材の搬入などにおける養生方法等について協議し、申請等が必要な場合は手続きをしましょう。また、**イベント等の内容によっては、各種関係機関への届出等が必要です**。関係機関と協議の上、適切な措置をとり、必要な手続きを行いましょう。

会場となる文化財に駐車場やトイレなどが設置されていない場合は、**近隣の公共施設や商業施設に協力を依頼**するという方法があります。また、臨時的なスロープの設置によるバリアフリー化や、空調機器の設置などが必要となる場合もあります。

STEP 5 イベント等を通じて文化財をアピールしよう >>



必要な手続きや調整が完了すれば、いよいよ開催です。イベント等開催中は様々な参加者が集まるため、**会場となっている文化財の絶好のアピールタイム**です。文化財ガイドツアーや非公開文化財の特別公開、招待券の配布などを通して、文化財の普及啓発やリピーターの確保に繋げていきましょう。

イベント等実施時の様子を記録することは、文化財の広報素材や今後の活用方法を検討するものとして、有用な記録となります。また、どのように養生し、どのような措置を行ったか等の記録を蓄積することは、**今後の活用にに向けたノウハウの蓄積**となり、次回以降のスムーズで適切な活用へとつながります。

STEP 6 活用した後は文化財を元に戻そう >>



実施後は撤去、清掃、原状回復が必要になります。機材等を搬出する際も搬入時と同様に養生等が必要です。撤去、清掃後に万が一、**文化財のき損を発見した場合は直ちに所有者等と現場を確認**し、必要な手続き、措置を行いましょう。また、関係機関に対して、終了届や補助金・協力依頼などに係る報告書の作成が必要な場合があります。各種書類を速やかに作成し、提出しましょう。

STEP 7 今後の活用に向けて >>



ユニークベニューとしての活用を通じ、その文化財に合った活用方法や地域の課題の解決に繋がる活用方法の見通しが立ち、機運が盛り上がってきたら、**保存活用計画の策定も検討**しましょう。

地域に根付いたイベントとして定着すると、地域住民の関心度も高まります。一過性のイベントで終わらせず、社会全体で文化財を継承する機運を高めるためにも、今後の新たな活用方法について検討していく際は、所有者等や参加者をはじめとした**地域住民を巻き込んで**いきましょう。

ケース別

関係する法令のまとめ

文化財を活用したユニークベニューを実施するにあたって関係する主な法令は下記の6つです。

実施場所やイベント等の内容により、必要となる申請・届出は異なりますが、例として次ページ以降の申請・届出が必要になる場合があります。余裕を持った日程で**関係機関に事前相談**し、必要な措置、手続きを行いましょう。

※必要な申請・届出や作成書類名は地域により異なる場合がありますので、関係機関にお問い合わせください。

関係法令	主な提出先
文化財保護法、 文化財保護条例	地方公共団体
火災予防条例	消防機関
建築基準法	地方公共団体
食品衛生法	保健所
道路交通安全法	警察署
道路法	道路管理者



1

指定等文化財を活用

P.64

現状変更等の申請
(文化財保護法、文化財保護条例)

火気の使用に伴う申請等
(火災予防条例)

2

露店の設置や催物を実施

P.65

露店等の開設の届出
(火災予防条例)

催物開催の届出
(火災予防条例)

3

ステージや客席を設置

P.66

劇場等の客席特例適用の申請
(火災予防条例)

仮設建築物等許可の申請
(建築基準法)

4

食品を提供

P.66

営業許可の申請
(食品衛生法)

5

道路を使用

P.67

道路使用許可申請
(道路交通安全法)

道路占用許可申請
(道路法)

6

その他

P.67

会場利用許可申請

不特定多数の人が集まる場合は
所轄警察署と協議

1

指定等文化財
を活用する場合

現状変更等の申請
(文化財保護法, 文化財
保護条例)

火気の使用に伴う
申請等
(火災予防条例)

文化財の指定等状況には、国の指定や登録、地方公共団体の指定などがあります。また、文化財類型には、有形文化財や記念物など6類型があります。指定等状況や類型によって必要な手続きは異なるため、活用したい文化財の指定等状況や類型を確認しましょう(文化庁「国指定文化財等データベース」や地方公共団体のホームページなどで確認することができます)。ここでは、国指定文化財のうち、ユニークベニューとして活用する際に申請等が必要になると想定されるものについて説明します。

指定状況が史跡・名勝・天然記念物の場合

➡ 地方公共団体への

「現状変更等の申請」が必要です

文化財保護法

史跡等の指定地において、現状を変更したり、保存に影響を及ぼす行為をする場合、文化庁長官の許可が必要になります。「重大な現状変更」又は「保存に重大な影響を及ぼす行為」以外のものは都道府県又は市の教育委員会による許可となり、影響が軽微である場合は許可は不要です。

例えばこんな時に
必要です >>>

- ☒ 庭園にステージを設置
- ☒ 公園内に誘導のための仮設ロープを設置

指定状況が国宝・重要文化財(建造物)の場合

➡ 地方公共団体を通じて

「保存に影響を及ぼす行為」の協議が必要です

文化財保護法

保存上何らかの影響を与える行為をする場合、事前に地方公共団体を通じて文化庁に協議することになります。その結果、影響が軽微であると判断された場合は事前の許可は不要ですが、必要と判断された場合は文化庁長官の許可が必要になります。

例えばこんな時に
必要です >>>

- ☒ 建造物内に本来想定していない重量物を搬入
- ☒ 建造物内に仮設の売店を設置(許可不要)

2

露店の設置や
催物を
実施する場合

露店等の開設の届出
(火災予防条例)

催物開催の届出
(火災予防条例)

指定文化財全般の場合

➡ 消防機関への

「火気の使用に伴う申請等」が必要です

火災予防条例

文化財保護法により指定された文化財の内部又は周囲の規制範囲などの指定区域での喫煙又は裸火を使用する場合に必要です。

例えばこんな時に
必要です >>>

- ☒ 指定区域の境内に一時的に火気を使用する店を出店

➡ 消防機関への

「露店等の開設の届出」が必要です

火災予防条例

展示会等の多数の人が集合する催しにおいて、露店等を開設する場合に必要です。

例えばこんな時に
必要です >>>

- ☒ 飲食イベントを実施するために露店を設置

➡ 消防機関への

「催物開催の届出」が必要です

火災予防条例

劇場等以外の建造物において演劇等の催物を実施するなど、不特定多数の人が参加する催物を、本来用途とは異なる建造物で実施する場合に必要です。

例えばこんな時に
必要です >>>

- ☒ 通常非公開の建造物内で大規模な演劇を実施

3

ステージや客席
を設置する場合劇場等の
客席特例適用の申請
(火災予防条例)仮設建築物等許可の
申請
(建築基準法)

➡ 消防機関への

「劇場等の客席特例適用の申請」が必要です

火災予防条例

来場者用の客席を設置する場合に必要です。来場者が安全かつ迅速に避難することができるよう、設置方法等について定められています。

例えばこんな時に
必要です >>>☒ 城跡広場に客席を設置してコンサートを実施

➡ 地方公共団体への

「仮設建築物等許可の申請」が必要です

建築基準法

ステージなどの仮設興行場等を設置する場合に必要です。

例えばこんな時に
必要です >>>☒ 庭園に舞台や照明塔を設置して演劇を実施

4

食品を提供
する場合営業許可の申請
(食品衛生法)

➡ 保健所への

「営業許可の申請」が必要です

食品衛生法

食品を調理・加工・販売する場合、何をするのかによって、営業許可が必要になる場合や営業許可よりも簡単な手続き(届出など)で済む場合など、必要な手続きが異なります。

例えばこんな時に
必要です >>>☒ コンサートにおける飲食エリアでの調理販売

5

道路を
使用する場合道路使用許可申請
(道路交通法)道路占用許可申請
(道路法)

➡ 所轄警察署への

「道路使用許可申請」が必要です

道路交通法

道路において交通の妨害や危険を生じさせるおそれのある行為をする場合に必要です。

例えばこんな時に
必要です >>>☒ 道路においてイベント、祭礼行事、ロケーション等を実施

➡ 道路管理者又は所轄警察署への

「道路占用許可申請」及び「道路使用許可申請」が必要です

道路法

道路交通法

道路に一定の物件や工作物を設置し継続して道路を使用する場合、道路管理者や所轄警察署長の許可が必要です。

例えばこんな時に
必要です >>>☒ 臨時駐車場案内広告板を道路上に設置

6

その他

会場利用許可申請

不特定多数の人が
集まる場合は
所轄警察署と協議

➡ 施設管理者への会場利用許可申請

会場としたい文化財を利用する場合に管理者への申請等が必要な場合があります。都市公園等に指定されている場合は占用許可申請が必要です。

➡ 不特定多数の人が集まる場合は所轄警察署と協議

不特定多数の人が集まることにより、渋滞等の発生が予想される場合は、交通誘導等が必要になる場合があるので、事前に所轄警察署と協議するようにしましょう。

関連資料

ユニークベニューに関連する資料や、施設紹介のリンクは下記のとおりです。

政策について「ユニークベニュー」【観光庁】

http://www.mlit.go.jp/kankocho/page07_000020.html

ユニークベニューの開発・利用促進にむけて、観光庁が実施した事業の「事業報告書」が掲載されています。また、実施した事業に基づき発行された「関連冊子」や、実施した事業で調査を行った地域の一部施設をリスト化した「ユニークベニュー施設リスト」も掲載されています。

● 事業報告書

2017年度事業 「MICEの誘致拡大に向けたユニークベニュー活用促進事業」

2014年度事業 「ユニークベニューの開発・利用促進に関する調査事業」

2013年度事業 「MICEの誘致拡大に向けたユニークベニューの利用促進事業」

● ユニークベニュー関連冊子

2017年度事業 「ユニークベニュービギナーズガイド」

2014年度事業 「ユニークベニューベストプラクティス集」

2013年度事業 「ユニークベニューHANDBOOK 博物館・美術館編」

● ユニークベニュー施設リスト

2013年度・2014年度事業により、調査を行った地域の一部施設が掲載されており、施設概要・問合せ先・開催可能なスペース・最大収容人数等が紹介されています。(2019年3月現在98施設)

ユニークベニューの紹介 【日本政府観光局】

<https://mice.jnto.go.jp/organizer-support/unique-venue.html>

歴史的建造物や文化施設など、日本らしい情緒を味わうことのできる会議・レセプション会場のうち代表的なものが紹介されています。(2019年3月現在110施設)

ユニークベニュー施設紹介は、各地域の地方公共団体・観光協会等の
ホームページに掲載されている場合もありますので、そちらも参考にしてください。

特別な会場で 特別な体験を！

文化財を活用したユニークベニュー
ハンドブック

平成31年3月発行

編集・発行

文化庁 地域文化創生本部

〒605-8505

京都府京都市東山区東大路通松原上る三丁目畷沙門町43-3

TEL 075-330-6737

FAX 075-561-3511

e-mail bunkakanko@mext.go.jp

協力：公益財団法人 京都文化交流コンベンションビューロー

表紙写真：NAKED Inc.